

第 15 号議案

桶川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

桶川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例（平成 26 年桶川市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正
後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
附 則 (職員の経過措置) 3 施行日から <u>令和 2 年 3 月 31 日</u> までの間、 第 10 条第 3 項の規定の適用については、 同項中「修了したもの」とあるのは、 「修了したもの (<u>令和 2 年 3 月 31 日</u> までに 修了することを予定している者を含 む。)」とする。	附 則 (職員の経過措置) 3 施行日から <u>令和 7 年 3 月 31 日</u> までの間、 第 10 条第 3 項の規定の適用については、 同項中「修了したもの」とあるのは、 「修了したもの (<u>令和 7 年 3 月 31 日</u> までに 修了することを予定している者を含 む。)」とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、
所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。